

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 実施要綱

1. 目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設等において体調不良を訴える人が増えているなどいとも異なる現場の気づきをもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランスを実施する。

2. 実施期間

令和5年4月1日から **令和6年3月31日（申込期限：令和6年3月15日迄）**

3. 本事業における検査対象者

以下の施設（県が選定した施設に限る。）に属する施設職員、利用者等

- ・ 高齢者施設
- ・ 障害者施設

4. 検査基準

検査の基準は、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合（以下、「イベント」という。）とする。検査の対象範囲は、イベントが発生しているユニット、フロア等を単位とし、職員・利用者全員とする。

なお、「普段と異なる風邪様症状者の発生」は、以下の指標とするが、県が別途通知する場合は、ユニットやフロア単位で1人以上の風邪様症状者（陽性者を含む）を確認した場合とする。

<指標>

職員、利用者において、**37.5度以上の発熱**または**上気道炎**（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳）のある者（以下、「風邪様症状者」という。）がユニット単位で直近7日間に**2名以上**、またはフロア単位で直近7日間に**1割以上のいずれかに該当する場合**。

5. 実施方法

(1) 各施設の風邪様症状者にかかる情報の集積

対象施設の管理者またはフロアの責任者等が、施設内の風邪様症状者の発生状況を把握するとともに、発生状況が検査基準に該当した場合は、別添様式1の参加同意を併せて、様式2により別途県が委託する新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業にかかる**EBS検査総合窓口**（以下、**EBS検査総合窓口**という。）に連絡する。

(2) イベント発生時の各機関の役割

1) イベント発生施設

- ・各施設において、日頃から風邪様症状者を情報収集のうえ、発生状況が検査基準に該当した場合は、別添様式1の参加同意に併せて、別添様式2により別途県が委託するEBS検査総合窓口へ連絡する。
- ・EBS検査総合窓口と検査日程等について調整を行う。
- ・検査対象者を決定し、対象者のリスト(氏名、年齢、性別)をEBS検査総合窓口へ送付する。
- ・イベント発生施設は、検査対象者またはその家族に説明、理解を得たうえで、受け取った検査キットを用いて検体を採取し、EBS検査総合窓口が指定する方法で検体を提出する。
- ・EBS検査総合窓口から結果が届き次第、検査結果を対象者に返す。
- ・検査の結果、陽性と判明した者がいる場合、本人またはその家族と相談し、医療機関を受診するように連絡する。

2) EBS検査総合窓口

- ・イベント発生施設および民間検査機関と検査の日程調整等を行い、検体容器の受け渡し、検体採取方法の説明、採取検体の回収等を行う。
- ・検査実施が決定した際、EBS検査総合窓口は、滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課(以下「健康危機管理課」という。)および管轄保健所と情報共有する。
- ・イベント発生施設から対象者リストを受け取る。
- ・民間検査機関へ提出する検査依頼書を作成し、民間検査機関へ提出する。
- ・イベント発生施設から採取検体を回収し、民間検査機関へ提出する。
- ・民間検査機関から検査結果を受け取り次第、検査結果一覧に併せて、別紙結果報告様式によりイベント発生施設へ報告するとともに、健康危機管理課および管轄保健所へ情報提供を行う。

3) 民間検査機関

- ・健康危機管理課からEBS検査総合窓口を通じて検査依頼を受ける
- ・EBS検査総合窓口から採取検体を受け取り、PCR検査を行う。
- ・検査結果をEBS検査総合窓口へ報告する。

4) 健康危機管理課

- ・EBS検査総合窓口からイベント発生施設の検査実施の報告を受けた際、県庁担当課と情報共有する。
- ・民間検査機関から検査結果の報告を受けた際、担当課と情報共有する。

5) 県庁担当課（医療福祉推進課、障害福祉課）

- ・イベント発生施設において、検査基準に該当するか迷うなど、事業にかかる相談があった場合は相談に応じる。

※ 検査自体にかかる質問は EBS 検査総合窓口にて対応

6. 事業運営窓口業務および検査業務の委託

(1) EBS 検査総合窓口の委託

- ア. 県は、EBS 検査総合窓口について、適切に事業が実施されると認められる団体等に委託して実施する。
- イ. 委託する業務は以下のとおりとする。
 - ・問い合わせ窓口、検査予約受付窓口の開設
 - ・検査手順書作成
 - ・本事業にかかるチラシ・フライヤー等の作成・配布
 - ・検体採取容器の運搬
 - ・検体搬入書の作成
 - ・採取後の検体回収・運搬
 - ・結果通知
 - ・申込状況・受検者情報・検査結果のデータ管理
 - ・事業評価・報告書の作成

(2) 検査分析の委託

- ア. 県は、本事業にかかる検査分析について、適切に事業が実施されると認められる団体等に委託して実施する。
- イ. 前項の規定に基づき、本事業の検査分析を委託する団体は次のとおりとする。
 - 委託団体 (株) 近畿予防医学研究所
 - 委託団体 (株) ファルコバイオシステムズ
 - 委託団体 (株) BML
 - 委託団体 (株) デルタバイオメディカル
 - 委託団体 (株) 保健科学西日本
 - 委託団体 (株) エスアールエル
 - 委託団体 (株) 医道メディカル
- ウ. 本事業にかかる検体の PCR 検査（検査法は、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づく方法（感染研法）または、令和2年3月18日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から通知された「新型コロナウイルスに関する行政検査の遺伝子検査方法について」において、感染研法と陽性一致率および陰性一致率ともに 100%が示された検査法により検査を行う。）

7. 担当課の役割分担

(1) 健康危機管理課

事業の運営、事業運営窓口業務および検査業務の委託執行、相談受付

(2) 県庁担当課（医療福祉推進課、障害福祉課）

所管対象施設への事業案内、相談受付

8. その他

この要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年8月20日から施行し、令和3年9月15日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。
- 5 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年10月1日から適用する。